

町有地に建築する民間賃貸住宅整備基準

(目的)

第1条 那賀町民間賃貸住宅建築費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づいて補助する民間賃貸住宅のうち、その建築用地が、町有地である場合について、その基準を定める。

(申請及び審査)

第2条 那賀町民間賃貸住宅（以下「住宅」という。）を建築し経営しようとする事業者は、次の基準に従い、住宅を建築、経営することを、町長に申請し、審査を受けなければならない。

2 住宅を建築、経営しようとする事業者は、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であってはならない。

(認定)

第3条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、住宅として認定したときは、その旨を申請者に通知する。

(入居者の届出)

第4条 申請者は、住宅の入居者を、町長に報告しなければならない。入居者は入居時に住宅の住所地に住民票を移し、町の住民とならなければならない。

(基本的条件)

第5条 町有地に建築する住宅は、次の表に該当するものとする。

住宅種類	階数	戸数
単身者向住宅	1階又は2階	5戸以上

- 2 単身者向住宅とは主として単身者が入居できる規模の住宅を想定しているもので、家族世帯の入居も可能とする。
- 3 住宅の建物は住宅専用のもとし、店舗、事務所、その他居住の用以外の用途に供する部分と併用できる構造としてはならない。
- 4 住宅は、次のすべての基準を満たさなければならない。
 - (1) 住宅には、玄関、居室、台所、洗面所、浴室、トイレを設けなければならない。浴室とトイレは別室とする。
 - (2) 前号中の居室は、1戸につき1部屋以上設けなければならない。
 - (3) 駐車場スペースは、1戸につき普通車1台分を設けなければならない。
- 5 建築用地の取得希望がある場合、別途協議できる。
- 6 その他この整備基準に定めるもののほか、この整備基準の施行について必要な事項は、町長が定める。